

町及び字の区域の変更について

熊本市の町及び字の区域について次のとおり変更する。

熊本市長 大 西 一 史

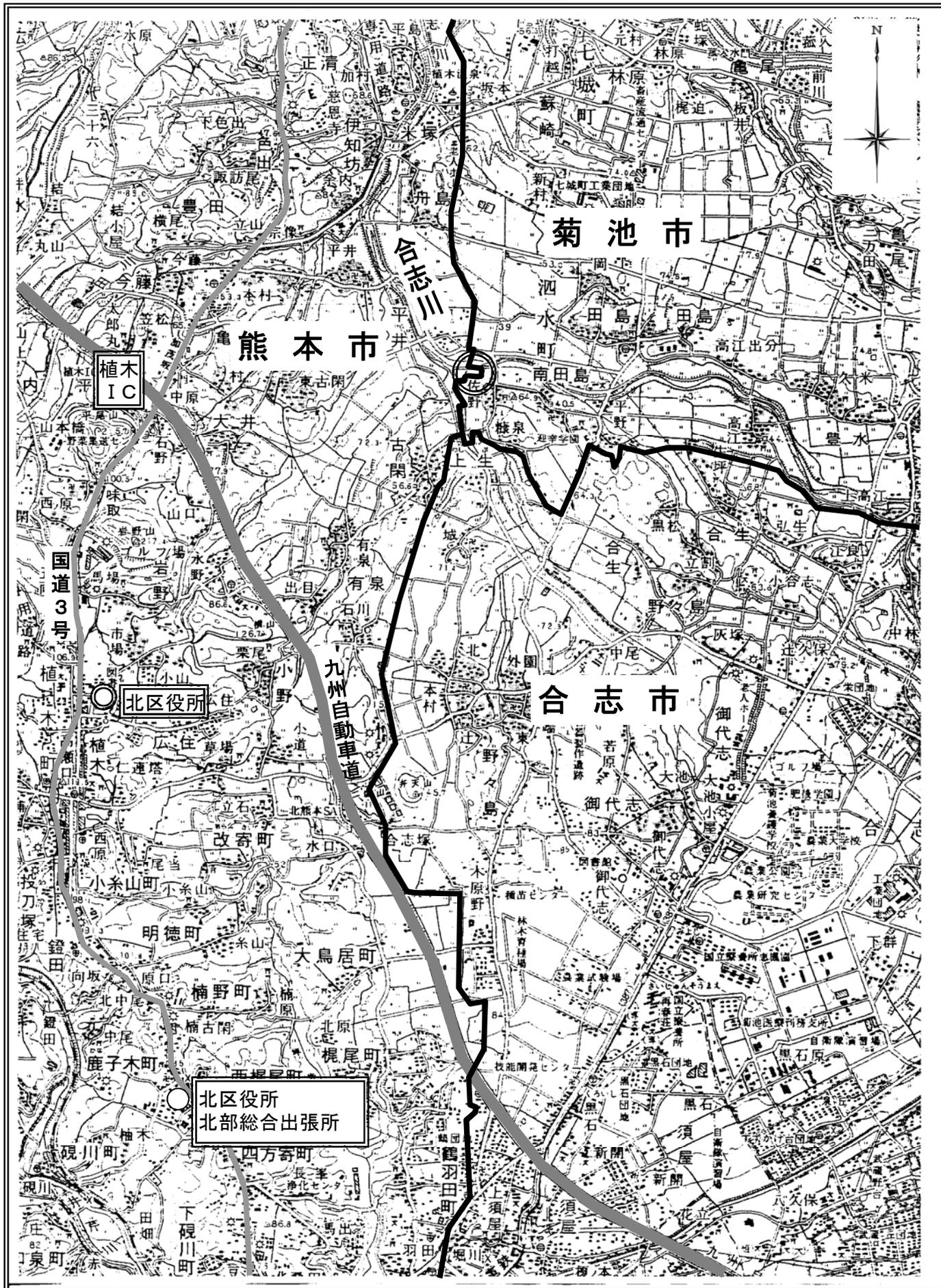
変更前 の町	変更前 の字	区域	変更後 の町	変更後 の字
泗水町 南田島	佐野田	全域	植木町 平井	佐野河原

(提出理由)

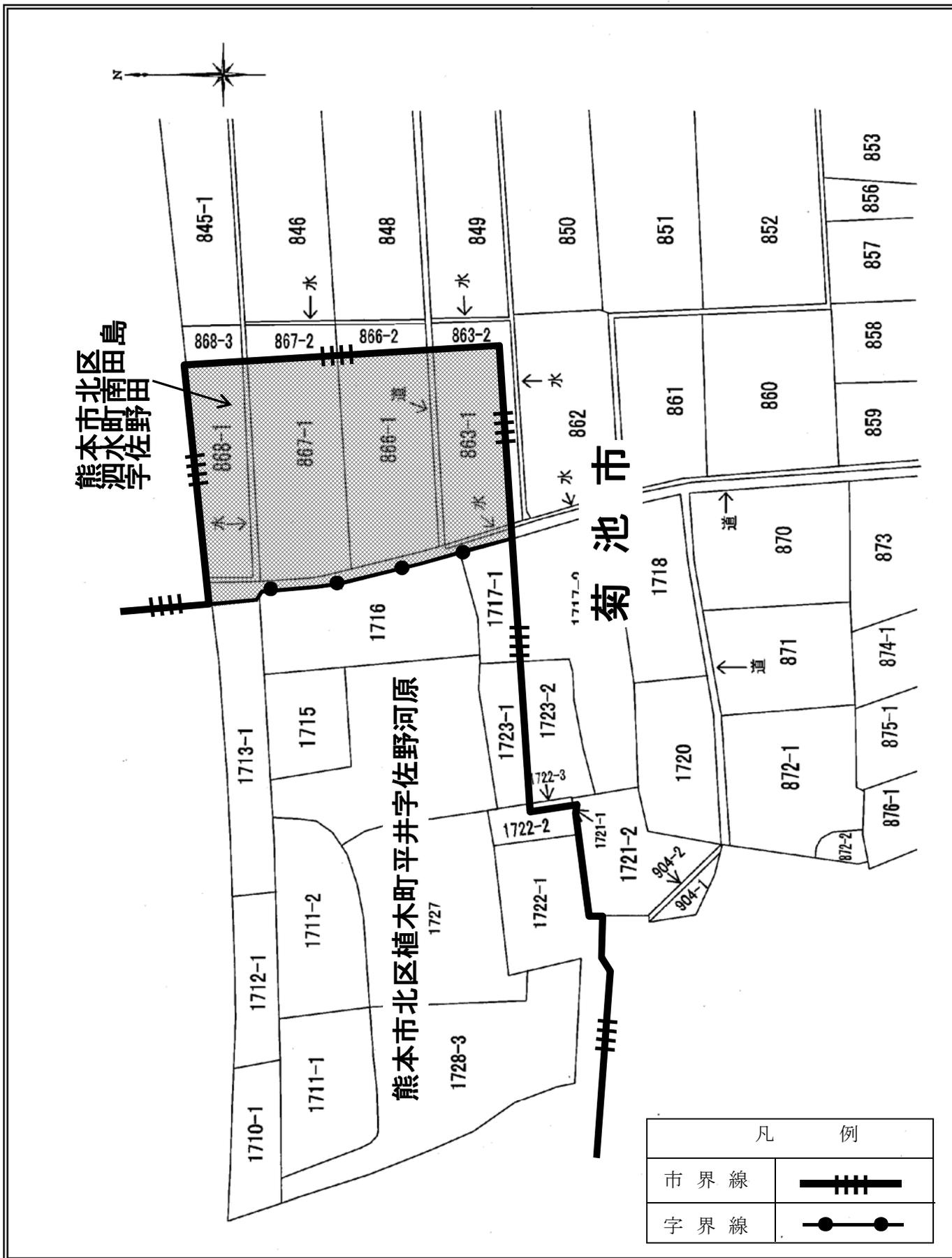
市の区域内において、町及び字の区域を変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

位置図 (熊本市北区泗水町南田島)



変更前町界字界図



変更後町界字界図

